

# 八王子市史編さんの基本的な考え方 ー市史編さん基本構想ー

平成21年12月 1日決定

平成23年12月26日改正

平成25年 8月26日改正

## 1. 策定の趣旨

この基本構想は、新たな八王子市史（以下「市史」という。）編さんを行うにあたり、八王子市の市政運営の基本構想である「八王子ゆめおりプラン」に示されたまちづくりの基本理念「人とひと、人と自然が共生し、誰もが生き生き生きるまち」を踏まえ、市史編さんの方向性を示すとともに、市史編さん事業のよりどころとするために策定するものである。

## 2. 市史編さんの目的

市史編さんの目的は以下のとおりとする。

- (1) 八王子市制100周年記念事業として行い、広い視野から八王子の歴史的な位置を明らかにするとともに、市民の地域に対する理解を深め、市民自らが行うまちづくりに役立てる。
- (2) 八王子の自然や歴史、伝統文化を改めて見直すことにより、八王子市の発展と文化の向上に資する。
- (3) 八王子に関する有形、無形の歴史資料を整理、保存、管理し、後世に伝えるとともに、現在及び将来の活用を図る。

## 3. 市史編さんの基本方針

市史は、以下の基本方針に基づき編さんする。

- (1) 昭和38年から43年にかけて刊行された既刊の『八王子市史』をはじめ、これまでの市内外の諸研究を参考とするとともに、各学問分野における最新の成果を盛り込み、生活する市民の視点から、改めて編さんする。
- (2) 昭和60年から平成4年にかけて刊行された『八王子の空襲と戦災の記録』、『八王子市議会史』、『八王子千人同心史』については、その成果を活かして編さんする。
- (3) 広く市民に親しまれ、まちづくりや生涯学習、学校教育等で活用される市史を編さんする。
- (4) 各分野の専門家の執筆による、質の高い学問レベルに耐えうる内容を保ちながら、平易な文章で読みやすい市史を編さんする。
- (5) 写真や図版を多く取り入れるほか、DVD等のニューメディア活用も考

慮して、市民が親しみやすい市史を編さんする。

- (6) 政治、経済、行政史に偏ることなく、地域に生きた人々の視点から編さんする。
- (7) 八王子の地域的、歴史的、文化的な特性に配慮しながら編さんする。
- (8) 資料は、国内外から広く収集し、有形のものだけでなく、伝承など無形のものにも配慮して収集する。
- (9) 編さんの過程で調査、収集した資料は、将来に向けて公文書館などの施設の整備を図り、適正に保存、管理し、広く市民に公開して活用につとめる。

#### 4. 市民協働

市史編さんにあたっては、生活する市民の視点からの編さんを行うため、以下の方針により市民協働をすすめるものとする。

- (1) 市民や地域、大学と協働し、地域の歴史を掘り起こすことにつとめる。
- (2) 市民によるボランティアの活用を図る等、市民参加、参画の機会の拡大につとめる。
- (3) 地域の研究団体や個人、学校などと連携し、編さん事業の普及につとめるとともに、次世代に向けた人材育成を図る。

#### 5. 市史の内容

- (1) 市史は、本編8冊、資料編6冊の全14冊とする。

〈本編〉	1. 原始・古代	〈資料編〉	9. 原始・古代
	2. 中世		10. 中世
	3. 近世（上）		11. 近世1
	4. 近世（下）		12. 近世2
	5. 近現代（上）		13. 近現代1
	6. 近現代（下）		14. 近現代2
	7. 自然		
	8. 民俗		

- (2) 本編の時代区分及び主な内容は「別表1」のとおりとする。
- (3) 本編及び資料編の有償・無償の別、発行部数等については、別に定めることとする。

#### 6. 市史編さんの期間及び刊行計画

- (1) 市史編さんの期間は、八王子市制100周年を迎える、平成28年度までとする。

- (2) 本編及び資料編の刊行計画は「別表2」のとおりとする。
- (3) 刊行計画については、資料の収集状況や資料調査の進捗状況等を勘案し、およそ3年後を目途に見直しを行うこととする。

## 7. 頒布方法

市史の頒布にあたっては、市民が購入しやすい価格設定、方法となるようつとめるものとする。

## 8. 付帯事業

- (1) 市史編さんの付帯事業として、編さん事業の市民への普及を図るための『市史研究』『市史編さん室だより』、市史本編及び資料編を補完するための『資料目録』『調査報告書』等を刊行する。
- (2) 市史の市民への普及を図るため、写真や図版を中心に編集した市史普及版や歴史年表などの刊行について検討する。

## 9. 編さん組織

市史編さんに伴う組織は、以下のとおりとする。

### (1) 市史編さん審議会

市長の諮問に応じ、市史編さんの基本的な事項について調査審議し、答申する。

### (2) 市史編集委員会

市史編さん審議会を代表する者及び専門部会を代表する者で構成し、市史の内容や具体的な編集方針等、市史の編集に関する重要で専門的な事項について協議する。

### (3) 専門部会

分野別、時代別に設置し、本編及び資料編に関する資料調査並びに執筆等を行う。

### (4) 顧問

八王子に関して深い学識を有する者から選任し、市史編さんに対する指導、助言を行う。

## 10. 事務局

市史編さんの事務局は、市史編さん室とする。

## 1 1. その他

市史編さん事業を進めるにあたっては、この「基本的な考え方」の趣旨を広く多様な市民に伝えるようつとめるものとする。